

平成6年度末基金保有高
2億6650万円

内2億4千円は、医療適正化対策・健康づくり・各種検診・事業等に積極的に取り組んだことが国に認められ交付された補助金です。

国保事業を行うために、町では中・長期的な国保の運営を見て、急激な医療費の伸び等特殊事情を考えて基金の積立てをしています。仮に、特殊事情もないのに簡単に基金を取り崩し国保税を引き下げたとしても、その年1年しのぎに過ぎません。伸び続ける医療費を支払うためには、今以上に税率を上げてみなさんに国保税を納めていただくこととなります。

かつて昭和58年から61年にかけて医療費が急増した時には、みなさんの急激な税の負担を抑えるため国保税を据え置き、全ての基金1億3180万円をあて国保会計を乗りきりました。このように基金は、みなさんの急激な税負担を抑えて国保会計が安定した運営ができるように積み立ててあります。

税を引き下げるのは簡単、でも
その場限り、翌年はピンチ



これからの国保

高齢化社会が進む中で、今後医療費がますます増え続けることが予想されます。

このような時こそ1人1人が日頃から健康に心がけ、お互いに助け合う国保制度を守っていききたいと思います。



滞納している」と『被保険者資格証明書』
特別な理由が無いのにいつまでも滞納をつづけ、納付相談にも応じない場合は、「保険証の代わりに「被保険者資格証明書」で診察をうけていただくこともあります。その場合、医療費は全額自己負担し、後で町からその7割の払い戻しを受けることになります。

特別な事情がないのに『被保険者資格証明書』
滞納している」と『被保険者資格証明書』

税の状況

平成5年度

65,915円 町の1人当たり税額

(県下80市町村中 41位)
50 町 村 中 23位)

県平均 1人当たり 66,812円

税はどのように計算されます

①平等割

1世帯 18,000円



②均等割

加入者1人につき
12,000円



③所得割

世帯の収入によって
決められます 税率 $\frac{6}{100}$



④資産割

世帯の固定資産税額に
よって決められます
税率 $\frac{35}{100}$



国 保 税

=①+②+③+④

↑
医療費の支払いだけに充てられます。